

報告第26号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年10月19日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、建物明渡等請求事件に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和3年9月15日

足立区長 近藤 弥生

訴えの提起について

足立区は、下記により東京地方裁判所に対し、訴えの提起をする。

記

1 相手方

- (1) 東京都足立区在住者
- (2) 東京都足立区在住者
- (3) 兵庫県神戸市在住者

2 訴えの要旨

足立区は、相手方に対し、次のとおり請求する。

- (1) 建物の明渡し
- (2) 明渡しの日までの使用料相当損害金及び損害遅延金の支払い
- (3) 訴訟費用の支払い

3 訴訟遂行の方針

弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。